

令和3年教育委員会第9回臨時会会議録

開会日時 令和3年8月27日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 日高芳一
委 員 上原有美江
委 員 塚本 亨
委 員 望月京子
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・教育情報担当課長	羽田 顕	・学校教育支援担当課長	大川 千章
・統括指導主事	木村 文彦	・地域教育課長	尾崎 隆夫
・放課後支援課長	高橋 裕之	・生涯学習課長	加納 清幸
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	尾形 保男

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 日高芳一 委員 上原有美江
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和3年教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、日高委員と上原委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が3件、報告事項等が6件でございます。

本日の議事の進行でございますが、議案第31号及び報告事項の3につきましても、関連のある案件のため、議案第31号を上程し、併せて関連する報告事項3の説明をお願いしたいと思います。

それでは、議案第31号「令和3年度葛飾区一般会計補正予算（第5号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。また、併せて本件に関連する報告事項等の3「葛飾区立二上小学校改築基本構想・基本計画（案）及び葛飾区二上保育園の施設更新に関するスケジュール変更について」の説明をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第31号「令和3年度葛飾区一般会計補正予算（第5号・教育費）に関する意見聴取」についてご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたためでございます。

別添の予算案について、異議のない旨を区長に回答したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず補正予算案の12ページをお開きいただければと思います。

小学校費の校舎建設経費の（1）二上小学校改築経費は基本・実施設計委託費の債務負担行為補正でございます。こちらにつきましては、恐れ入りますが、最終の15ページをご覧くださいませでしょうか。債務負担行為補正の一覧でございますが、一番下の行に当該債務負担の内容がございます。左から2列目でございますように、当初の債務負担の期間を令和4年度までと定めていたところ、下段、令和5年度までとするものでございます。

こちらは、後ほど詳しくご説明をさせていただきますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして緊急事態宣言が延長した影響で、改築の基本構想、計画策定に係ります地域説明会を延期したことによりまして、設計期間についても延長が必要になったものでございます。なお、限度額の補正については、ございません。

続きまして、14ページをご覧くださいませ。社会教育振興費の放課後支援事業経費（1）学童保育クラブ運営助成経費でございます。こちらは、1億824万4,000円の増額というものでございます。内訳といたしましては、学童保育クラブ施設の清掃等児童の育成に関わる周辺業務、これを支援する職員の配置といった育成支援体制強化に必要な経費への助成とい

たしまして、5,500万円ほど。また、新型コロナウイルス感染症対策支援経費への助成といたしまして、3,000万円ほど。また、オンライン会議等に必要なICT機器の導入といった環境整備など、ICT化の推進に係る経費への助成といたしまして、2,400万円ほどとなっております。

なお、本事業に係ります財源でございますが、13ページに記載の特定財源欄がございます。国・都からおよそ3分の1ずつ補助金が交付されることを見込んでいるところでございます。

歳入予算の計上につきましては、子育て支援部の歳入所得ということでございまして、私立保育所などの分と併せまして、8ページと10ページに、それぞれ国・都支出金の福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金として計上しているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「葛飾区立二上小学校改築基本構想・基本計画（案）及び葛飾区二上保育園の施設更新に関するスケジュール変更について」をご説明いたします。

報告事項の3番目の資料でございます。

はじめに1の「概要」でございます。二上小学校の改築基本構想・基本計画（案）及び二上保育園の施設更新につきましては、令和3年2月18日に開催されました令和3年教育委員会第2回臨時会で報告をさせていただいたところでございます。

その後、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発出によりまして、地域説明会が延期となり、改築基本構想・基本計画の策定ができず、設計業務につきましても、当初予定をしておりました令和3年6月からの開始及び令和4年度内の業務完了ができない見込みとなりました。

このことによりまして、全体の改築スケジュールにも変更が生じることから、その内容につきまして、ご報告をするものでございます。

次に、2の「設計業務期間の延長に伴う措置」でございます。設計業務期間につきましては、令和3年度から令和4年度としていたものを令和3年度から令和5年度とする債務負担行為を令和3年度5次補正予算に計上し、補正いたします。

次に、3の「今後の改築スケジュール」でございます。まず、設計業務期間につきましては、令和3年度から令和4年度であったものが、令和3年度から令和5年度となります。

次に、工事着工につきましては、令和5年4月からとなっていたものが、令和5年10月からとなります。

次に、新校舎竣工につきましては、令和7年7月としていたものが、令和8年1月となります。

次に、新校舎での学校運営開始が、令和7年9月からとなっていたものが、令和8年4月からとなります。

参考といたしまして、二上小学校の新校舎と合築となります二上保育園の開設につきましても、令和8年4月が令和9年4月からとなります。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 31 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 31 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 32 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」についてを上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第 32 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」についてご報告をいたします。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について、点検及び評価を行う必要があるためでございます。

それでは、別添に管理・執行状況の点検及び評価についてまとめてございますので、1 枚おめくりいただきまして、概要をご覧いただければと思います。

まず 1 の「趣旨」でございます。点検及び評価を行うことによりまして、その実施上の課題ですとか取組の方向性を明らかにして、教育施策の一層の充実を図るために実施するものでございます。

次に、実施方法でございます。令和 3 年度におけます点検及び評価の対象につきましては、令和 2 年度に実施した事務事業となっております。令和 2 年度の取組結果につきまして、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その結果を今後、区議会に報告するとともに区民に公表するものでございます。

次に、3、意見を頂いた「学識経験者」でございます。まずお 1 人目、東京聖栄大学教授の有村久春氏でございます。特に学校教育分野に造形が深くいらっしゃいます。お 2 人目が、立正大学教授の大島英樹氏でございます。特に社会教育分野に造形が深くいらっしゃいます。また、今年度から 3 人体制ということで、特に教育情報化の分野に造形が深くいらっしゃいます目白大学教授の原克彦氏、このお三方から意見を頂戴したところでございます。

次に、4 の「実施結果」ですが、別添報告書となっておりますので、報告書は大変分量が多くなっておりますので、本日はポイントを絞って、ご説明をさせていただきます。

それでは、別添をご覧いただきまして、まず表紙の裏面でございますが、本プランの位置付け、それから次のページには、本プランの推進についてということで、こちらに掲げますプランの四

つの基本方針の下、計画のコンセプトの実現に向けて取組を進めているということを書かせていただいております。

その下、プランの進行管理につきまして、年2回の教育振興基本計画推進委員会でご意見を賜りまして、また、先ほど申し上げた学識経験者の皆様による取組内容の点検評価に関するご意見を頂戴して、次年度以降の施策につなげていくこととしているところでございます。

続きまして、各基本方針におきます取組の結果でございます。まず、昨年度に関しましては、全体をとおして、顕著なのが新型コロナウイルス感染症の影響でございます。学校の臨時休業を始めといたしまして、区民の参加事業なども中止を余儀なくされているといった状況が、随所に出てまいります。

その点についてお含み置きいただきながら、聞いていただければ幸いです。

では、ページをおめぐりいただきまして、ページ番号で1ページ目。基本方針の1、学校活動をとおした、学力・体力の向上等について、記載している部分でございます。

まず方針全体の指標といたしましては、教育委員会が児童・生徒に対して行っている意識調査の内、「学校が好きである」という問いについて、肯定的な回答をした割合を設定してございます。上段は年度毎の目標、それに対して下段が実績ということでございますが、2年度につきましては、小学校・中学校とも目標に届いていないという状況でございます。

1枚、おめぐりいただきまして2ページ、施策の(1)の部分でございますが、こちらは学校における学力・体力の向上を目指す方向性を記載してございます。その下から、次ページにかけまして、取組内容を①から③までで記載しているところでございます。

やはり年度初めの2カ月が、一斉休校となったということで、変則的な学校運営となったわけでございますが、各校とも学力・体力の向上等、記載の内容に取り組んだところでございます。

これらを踏まえまして、4ページをご覧くださいますと、点検及び評価としてまとめているところでございます。学力・体力などの調査の中止によりまして、2年度の実績が取れなかったというところがございますが、これまでの課題をしっかりと把握した上で、今年度以降の取組の方向性を記載させていただいているところでございます。

各施策の終わりに、こういった形で、点検・評価のまとめを書かせていただいておりますので、随時ご確認いただければと思います。

このほか、基本方針の1では、5ページからの施策(2)、こちらは子どもの道徳性、創造性あるいは自尊心といった豊かな人間性・社会性を育てる取組について記載をさせていただいております。

また、7ページからの施策(3)のところでは、学校の公開の充実ですとか教職員の指導体制、研修の充実。あるいは、学校評価の実施など、区民の信頼に応える学校づくりの取組ということでの点検評価を行っているところでございます。

こちらの説明は、恐れ入りますが割愛をさせていただきます、基本方針の1は以上とさせていただきます。

次に、9ページからの基本方針の2でございます。家庭・地域・学校が、子どもの健全育成に向けて、それぞれの役割を果たすことができる環境づくりといった点で、記載をしております。

方針の評価指標でございますが、区民の地域教育についての満足度としてございまして、2年度、こちらの実績が目標を下回る結果となっております。

10 ページの施策（1）でございますが、家庭教育を生活習慣、それから基礎的な社会ルールを身に付ける出発点と位置付けまして、その支援に向けた内容となっております。

主な取組内容といたしまして、①のところでは、「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」や「かつしか家庭教育のすすめ」の配付、また家庭教育講座の実施などを記載させていただいております。また次ページの②のところでは、家庭教育応援制度によります支援などの実施について、記載したところでございます。

それらを受けまして 11 ページ、点検及び評価につきましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で、評価指標の数値が取れなかったということで、その中でも、「朝食レシピコンテスト」の応募実績から、「早寝・早起き、朝ごはん」啓発には一定の成果を得られたのではないかと。それからまた、指標の一つでございます「就寝の時間」に関する回答の結果が、目標を下回った要因の一部といたしまして、やはり学校の臨時休業などによりまして、生活リズムに乱れが生じたのではないかと考えを示しているところでございます。

さらに、家庭教育支援の今後の部分では、オンライン活用の方策等についても言及しているところでございます。

次の 12 ページ、施策（2）では、家庭・地域・学校が連携して、社会全体で子どもの成長、自立支援をする取組について、青少年育成支援、放課後支援、地域等による学校の支援といった内容で記載をしているところでございます。

また 15 ページの施策（3）で、家庭・地域のご理解・ご協力を得まして、学校教育をより効果的に進めるための取組ということで、健康教育・安全教育・キャリア教育の推進といった内容で記載をしているところでございます。

基本方針の2については、以上とさせていただきます。

おめくりいただきまして、17 ページからの基本方針の3でございます。主に教育委員会が推進する学校教育の環境づくりについて記載をしております。

方針の評価指標についてでございますが、2年度は、小・中学校とも目標を下回る結果となっております。

18 ページの施策（1）では、子どもが将来の夢や希望を持てるような取組の推進について記載をしておりますが、取組内容では②のところで、連続する学びの場の充実として、丸の三つ目

にございます幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るために、一昨年度から作成してまいりました「かつしかっ子就学前教育カリキュラム」を区立小学校に加えて、区内の幼稚園・保育園・こども園等に配付したところでございます。

また、19 ページの③のところでございます。地域英語教材の活用ですとか、民間企業との協働によるプログラミング教育といった新しい時代に対応する教育の充実に取り組んだところでございます。

それを受けまして、点検及び評価でございますが、評価指標がやはり小・中学校いずれも目標を下回っているところではございますが、9割という高い数値を示してございますので、連携教育の成果ですとか、英語等に関する取組の成果は見られたのではないかという評価になってございます。

20 ページからの施策（2）では、様々な教育的ニーズへの対応を充実させるとともに、子ども一人一人を大切にする教育を進める取組について、特別支援教育の推進、いじめ・不登校への対応、日本語指導の充実といった内容で記載をしてございます。

また、23 ページの施策（3）でございますが、学校施設の機能面での充実を図りまして、教育環境を向上する取組について、安全で良好な学校環境整備、それからICT環境推進、学びの機会の充実といった内容で記載したところでございます。

基本方針の3については、以上とさせていただきます。

次に、26 ページから、基本方針の4でございます。こちら生涯学習全般についての記載となっております。評価指標につきましては、残念ながら、2年度はいずれも目標を下回る結果となっております。

27 ページからは、施策（1）でございますが、区民の誰もが自分に合った形で、主体的に学習・文化活動やスポーツに参加できるよう、機会の充実を図るという内容でございます。

主な取組では、①の丸の一つ目、区民大学の状況ですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で、受講者が前年比で減少しているということ。ほかに、郷土と天文の博物館、出前教室、かつしか教室の状況などについて、記載しているところでございます。

②のスポーツ活動のところでは、一番下の丸のところでございます。クライミングに係ります講習会の実施などについて、さらに続けて次のページの③、図書館につきましては、ビジネス支援やブック事業などについて記載したところでございます。

それらを受けまして、30 ページの点検・評価のところでございますが、生涯学習とスポーツに関する指標は新型コロナウイルス感染症の影響で目標を下回った一方で、図書館の新規登録者数については、目標値を上回った点につきまして、昨年度の取組の効果によるものという評価をしたところでございます。

31 ページから、施策（2）では、協働による活動の推進と、35 ページ、施策（3）では、図

書館機能の充実、文化・スポーツに親しむことができるよう施設整備を整えるなどの環境づくりといった内容で記載したところでございます。

基本方針については、ご説明は以上でございますが、38 ページ以降に、先ほどの学識経験者の皆様のご意見、参考資料として用語解説、さらに別とじの参考資料といたしまして、7月に書面での開催になりましたけれども、教育振興基本計画推進委員会で頂いたご意見と、それに対する事務局の考え方を添付してございますので、ご参照いただければと存じます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明、どうもありがとうございました。基本方針の2から3にかけてのところ、少し気になったところとしまして、令和2年度は、なかなか新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動やその他目標等立てにくい中で、数値が下がってしまったとあるのですが、令和3年度に関しましても、現状、なかなか同じように活動ができていない状況で、目標数値が例年どおりの数値になっていることに関して、この辺はこのままの状況なのでしょうか。それとも、数値的に見直すということがあるのでしょうか。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 評価指標の部分の目標数値については、なかなか難しい部分がございます、基本的な考え方としては、当初5年で立てた目標については、目標を年度途中で上回ったものについて、上方修正しようという考え方でやっております。ただ、一時的にその年度の目標数値を満たさなかったからといって、それを下げていくというのは、やはり当初の見込みから目標を下げてしまうということで、それはやめようという考え方でおります。

ただ、3年度につきましては、既にこの目標は、例えばコロナの影響等でできないということが明らかな場合については、目標を下方修正していく部分がございます。あるいは、当初の目標設定と前提となる環境が変わってきた場合、例えば施設が増える、あるいは減るなどといった場合にそれに応じた形での目標数値は変更する必要があるだろうという考え方で、3年度以降の目標数値については設定をし、記載をさせていただいているところでございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** なかなか状況が見通せない中でのところでもありますし、資料の作成上のルールとかそういうのもあるとは思いますが、苦勞されていらっしゃるというのは感じるところです。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** ただ今の青柳委員からご質問いただいた意見、私もほぼ一緒なのですけれども、や

はり長期のスパンで、5年なら5年のスパンで行きますので、目標値の設定というのはいろいろ社会的な情勢、あるいは今回は特にこの2年にわたって、コロナという経験し得ないものがありましたけれども、やはり教育の基本理念ですから、大きな下方修正はしなくても、目標値があつて、そこに努力をするということが最終的な学識の先生方のコメントだと思います。特に、今回、学識経験者が3人になりましたが、原先生という先生は、ICT関係で、非常にエキスパートな先生だということで認識してよろしいでしょうか。

以上です。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** まさに、今、青柳委員、それから塚本委員からお話があつたとおりでございまして、やはり目標値自体は、掲げたところで、基本的にはそれを目指していくのだと。ある一定の期間の中で、目指していくのだというのが、繰り返しになりますが、基本的な考え方ということでございます。

ただ、状況がなかなか見えないところ、それから、学識の方々にもご指摘いただいているのですけれども、取組の施策ですとか、方針全体を指し示す直接的な成果といいますか、その部分を指し示す指標というのはなかなか難しいところがございます、様々な要素が入り交じっておりますので、評価指標の数値だけではなくて、設定そのものも今後、検討していく課題になるのかなと認識してございます。

それから、原教授に関しましては、塚本委員がおっしゃるとおりで、私どもの教育情報化推進委員会のアドバイザーもやっていたというところで、大変、本区の状況にも造形が深いということでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 説明、ありがとうございます。やはりコロナの影響というのは、すごいですよね。あらゆる施策の中に、それが大きな影響をしている。よって、評価指標でもやはり満足に達成することができない。あるいは、達成しかかっている、どの程度、どのように変化があつたのかというのを読み取ることは非常に難しい。そういう状況であつたらうと思います。

しかし、これは一つの営みとして目標を大きく持つておかないと、やはり施策の意味がないと思うのです。そういう意味では、これをさらに充実していくように、そして、取り組むところはどこなのかということなのです。だから、問題としては、学校現場であつたり、それから地域力を活用したりという、そういうことがこの中に多くしてある。そういうものをもう一度、練り直す必要があるのではないかなと感じますので、そのあたりもぜひお考えいただきたいと思います。

最後に、3人の有識者がいらっしゃいます。それぞれ専門分野が皆さん違ひまして、久春さんはまさに教育専門家です。そして、大島さんは、社会教育です。それに、さらに原さんがICT

として、そういう独特な知識、能力をお持ちの方たちですから、この考えを各学校現場が、大いに活用したほうが良いと思うのです。

ですから、先生方が各学校でこのあたりを読んでいただいて、そして、現状がどうなのかの把握に努めていただくように働きかけをぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

上原委員。

○上原委員 基本方針の4の「生涯にわたる豊かな学びを支援します」というところで、先ほど、少しお話がありました図書館の利用カードが、新規登録者数が逆に増えたと。私、思ったのですが、今年もそうなのですが、遠くに行けないではないですか。ですから、葛飾区内のそういう施設などを、もう一度見直す方が増えたのではないのかなと思うのです。

そういう意味では、葛飾区内の施設に、かえてこの状況によって、良さを見出してくださっているのかもしれないです。今までは、中央の区の施設などに行くじゃないですか。それが、自分の区内のところの施設を見ようとしているというか、そういう人が増えたのではないかなと、この数字を見て思ったのです。

あともう一つ、クライミング施設のことが書いてありましたよね。クライミング施設はほかになくるところのほうが多いわけですから、これから葛飾区の目玉になるかなと思います。オリンピックでも、やはりすごいですものね。初めはただ壁を登っているだけで、それがスポーツになるのかと思ったのだけれども、ものすごいスポーツじゃないですか。そういうものが葛飾区にあるというのは、アピールポイントにもなりますから、そういった今回の大変な中でもよかったところは、さらに伸ばしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長 ご要望ということでよろしいですか。

○上原委員 はい、要望です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第32号について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第33号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」を上程いたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 議案第33号「葛飾区立図書館館則の一部を改正する規則」について、説明いたします。

提案理由でございます。電子書籍の個人利用について、改める必要があるためのものでござい

ます。

おめくりいただきまして、葛飾区立図書館館則の新旧対照表（改正部分抜粋）をご覧ください。

改正点を下線で示してございます。第3条第1項中、第8号を第9号とします。第7号の次に8号といたしまして、「電子書籍（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録のうち、インターネットを通じた利用が可能とされるものをいう。）の個人利用」ということで、電子書籍の定義を加えるものでございます。

第8条の見出し中「個人貸出し」の次に「及び個人利用」を加え、同条第1項中「個人貸出し」の次に「及び電子書籍の個人利用」を加え、同項に次のただし書を加えるものです。ただし書「ただし、中央館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。」としてございます。

第8条2項中、「証書類を」の次に「提示し、又は」を加え、同条第5項中「資料」の次に「及び個人利用のできる電子書籍」を加え、同条第6項中「個人貸出期間」の次に「及び電子書籍の個人利用期間」を加え、同項ただし書中「7日以内」という表記のところを「資料については7日以内、電子書籍については14日以内」に改めるものでございます。

付則も載っております。この付則は令和3年度9月1日からの施行でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** 異議なしと認め、議案第33号について、原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等3件を終わりといたします。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項の1「『葛飾区前期実施計画』（案）について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、「葛飾区前期実施計画」（案）につきまして、教育委員会の関連を中心にパブリックコメントの実施結果と、また、以前、ご説明させていただいた計画の素案からの主な変更点について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1の素案に対するパブリックコメントの実施結果でございます。1枚、おめくりいただきまして、資料の1をご覧ください。まず実施期間、それからまた閲覧場所につきましては、こちらの1、2に記載のとおりでございます。

3の提出されたご意見でございますけれども、4人の方から11件のご意見を頂戴したところでございます。

4の提出された意見の内訳でございます。ご覧のとおりでございます。 （1）の施策につい

てのご意見が6件ということで、最も多くなっているところでございます。具体的な内容と、それに対する区の考え方を別紙のとおりまとめてございますので、ご覧いただければと思います。

まず、教育委員会部分といたしましては、2ページの項番の4のところでございます。学力体力の向上のところ、水泳指導の充実に関連いたしまして、学校プールに関するご意見を頂きました。

それからまた、その下の項番の5のところでは、学力体力の向上及び家庭教育への支援の部分で、子育て世代向けのアプリの活用についてのご提案。

それからまた、次の3ページ。項番の6のところでは、教育環境の整備に係る計画事業、学校施設の改築というところに関しまして、やはりプールに関する関係者のヒアリング等に関するご要望。

また、項番の7のところでは、にほんごステップアップ教室の民間委託に関するご意見を頂戴したところがございます。

さらに、ページをおめぐりいただきまして、4ページでございます。4ページの項番の9から11まで、いずれも学校給食、あるいは食育に関するご意見、ご要望を頂戴しているところがございます。

これらに対します区の考え方、それぞれ一番右の欄に記載してございまして、いずれも取扱いは四角ということで、意見・ご要望としてお聞きするとしているところがございます。

パブリックコメントの実施結果については、以上でございます。

続きまして、実施計画案でございます。主な変更点を資料2にまとめているところがございます。このような変更点につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、変更点のページで、5ページでございます。計画案のところでは、107ページになりますけれども。計画事業の学校施設の改築の記載のうち、計画案の中段の表の⑤、二上小学校の部分でございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、計画策定のスケジュールが変更になったことを反映したというものでございまして、これに伴いまして、同表の下段のところ、4年度と5年度の事業費についても変更したところがございます。

続きまして、計画案で言いますと122ページ。主な変更点の6ページになります。6ページの項番の18から20の変更でございますが、計画案の122ページのところで、スポーツ施設の利用しやすい環境整備のうち、上段の説明文、網掛けしてございますけれども、学校教育での活用も視野に入れて、金町公園プールの改修を行うことを追記したものでございます。

また、中段の表の⑥のところにも、金町公園プール改修工事についての記述を追加。それから、また4年、5年度の事業費についても変更したところがございます。

こちらまた、後ほど、水泳指導でご説明させていただきますが、学校利用も含めた施設を目指して改修をしていくというものでございます。

素案からの主な変更点につきましては、以上でございます。最後に報告資料1枚目の4に記載しているところでございますが、本計画の策定期間につきましては、令和3年9月の予定で、今後、区議会の文教委員会等にご報告をしていくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりといたします。

次に報告事項の2「『かつしかのきょういく』（第146号）の発行について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、「かつしかのきょういく」（第146号）についてご説明をさせていただきます。

令和3年10月29日の発行予定でございます。こちらの記事の割付予定を見ながら、ご説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。小松南小学校ご出身のウルフアロン選手が、オリンピックで、ご活躍をされたということで、この小松南小学校を訪問される予定と伺っておりますので、そちらの様子を掲載させていただきたいということ。また、併せて、パラリンピック等で活躍された選手等、その様子を載せられればと考えているところでございます。

1枚、おめくりいただきまして、2ページ目から3ページ目の上段半分にかけて、例年、掲載をさせていただいてございます夏休みの区内の児童・生徒の活躍の状況を載せていきたいと考えてございます。ただ、こちらは、結果を取りまとめているところでございますが、昨年度もそうでしたけれども、やはりコロナの影響で、実際に活躍する場自体がなかなか開かれていないような状況もありまして、集計してみないと状況、このボリュームが分かりません。多少、前後することをお含み置きいただければと思います。

さらに、区立小・中学生、日本漢字能力検定の優秀賞の受賞に関して。さらに3ページの下段では、授業、ICTの様子について掲載をしていきたいと考えてございます。

さらに、1枚おめくりいただきまして、4ページでは、学校におけます水泳指導の充実についてということ。それから5ページでは、上段で東金町小学校の新校舎完成の様子。さらに5ページの下段では、この時期に毎年載せています「ふれあいRUNフェスタ」のお知らせをしていきたいと考えてございます。

さらに、6ページでは、図書館関係ということで、上段では先ほど説明がございました電子書籍サービスの開始。さらに区立図書館のWi-Fiについて。それから、にいじゅく地区図書館の開館記念講演会の様子について、掲載していきたいと考えてございます。

7ページ、上段につきましては葛飾区奨学資金、また私立高等学校・大学等の入学資金の融資

あっせんについての募集の記事。その隣りには、昨年度も掲載したのですが、インフルエンザ予防接種の勧奨の一貫として、費用一部助成のお知らせをしていくというもの。

さらに下段、いじめ・不登校ほかの教育相談窓口の紹介と、これは保健所になりますけれども、自殺防止対策の相談窓口の紹介を併せてしていきたいと考えてございます。

最後のページでございます。上段は教育長室からということ、それから下段の半分ですが、仮称でございますが、区内の文化活動を紹介する冊子の発行。さらに、教育委員会委員の任期を超えている時期になりますので、再任、あるいは新任の教育委員会委員のご紹介等をさせていただくという内容となっております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、このような形で進めさせていただきたいと思ひます。

以上で、報告事項の2を終わりいたします。

報告事項等の3は、先ほど議案と一緒にご説明をさせていただいております。

続きまして、報告事項等の4「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画（案）について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画（案）について」をご説明いたします。

こちらにつきましては、1枚おめくりいただきまして、別紙の「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画（案）」でご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただき、1の「はじめに」をご覧ください。区立小・中学生の水泳指導につきましては、近年の天候の状況などにより、計画的な水泳指導が難しくなっていることや、水質や水流失防止の管理などで、学校に課せられる負担が大きいた点があることなどから、今後の水泳指導の在り方を検討し、令和2年12月に今後の水泳指導の実施方法に関する方針を策定いたしました。

このことにつきまして、この方針に基づきました水泳指導を推進していくために、今後の移行や区内全体の受入体制等を実施計画として定めるものでございます。

次に、2の「学校外プールの活用移行の考え方」でございます。令和4年度から改築校での方針に基づく学校外プールを活用した水泳指導が本格的に始まりますが、方針に基づく水泳指導は、子どもたちの水泳指導の充実を目的として策定をしたものでありますため、改築校以外の小学校につきましても、状況の整った学校から、学校外プールを活用した水泳指導への移行を計画的に推進していく必要があると考えております。

このことにつきましては、後ほど、詳細を別表にてご説明いたします。

恐れ入ります、裏面の3の「葛飾区内の屋内温水プール施設について」をご覧ください。区内には、方針に基づく水泳指導での活用を見込める屋内温水プールが、2つの総合スポーツセンターのプールと10の民間事業者、合わせて12施設ございます。これらの施設では、1施設当たり2校程度の受入れが可能と見込まれ、学校規模や施設の運営状況などを配慮し、全体では、現状では20校程度の受入れを想定しております。

続きまして、4の「受入れ体制の整備について」でございます。恐れ入りますが、こちらは1校おめくりいただきまして、別表1の「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の移行計画」において、先ほどの学校外の屋内温水プールの活用の考え方とともに、ご説明させていただきます。

始めに、学校外の屋内温水プール活用の考え方でございますが、1の「改築校する小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画」をご覧ください。

こちらは、改築校の移行を示したものでございまして、令和4年度の道上小学校と水元小学校の学校外の屋内温水プールの利用に始まり、令和5年度の次期改築校の選定を経ながら、令和8年度から10年度は、現行のところ、最小数として1校ずつ入れさせていただいておりまして、令和10年度には9校の学校外の屋内温水プール活用を想定しております。

次に、2の「改築校以外の小学校の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画」についてでございます。こちらにつきましては、先ほどもご説明しましたとおり、水泳指導の方針は今後の水泳指導の充実を目的として、策定をしたものでございますので、できる限り早く、子どもたちが同じような環境で水泳指導が受けられるようにすることとしまして、策定をしております。

令和4年度には、改築校以外に5校の移行を想定しており、改築校と改築校以外の移行想定累計数はこの表の下の方にありますとおり、令和4年度が7校で、令和10年度には40校と速やかに多くの学校が、学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行ができるようにしてまいります。

次に3の「学校外の屋内温水プールの受入可能想定数」でございます。先ほど、ご説明をいたしましたとおり、既存の区内の12の屋内温水プール全体では、20校程度の受入れが可能と想定しております。

計画どおりに移行を進めた場合、令和6年度中に新たな施設の整備が必要であります。この整備につきましては、既存の屋外プールがございす金町公園プールを屋内温水プールへと改修することを検討してまいります。

金町公園プールを改修することによりまして、屋内温水プールの受入可能総定数は、新たに10校分増え、令和7年度から全体で30校程度の受入れが可能となります。このような状況を踏まえながら、必要な時期にさらにもう一つ新たな施設を整備することで、令和10年度までには全体で40校の受入れが可能となり、令和10年度までに40校が移行する受皿となります。

なお、金町公園プールにつきましては、平日の日中は学校が優先的に水泳指導を実施し、休日、土日や平日の夜間を一般の区民の方が利用できる施設としていく形での検討を進めてまいります。

恐れ入ります。次ページ、別表2の「葛飾区内屋内温水プール 小学校所在地域割振想定案」をご覧ください。こちらが、先ほどご説明いたしました区内12の屋内温水プール施設でございます。表にありますとおり、施設所在の近隣の学校が、2校程度、水泳指導を活用することを想定しております。

恐れ入ります。別紙の裏面の5の「学校プールでの水泳指導の実施に関する熱中症予防対策」をご覧ください。学校外の屋内温水プールを活用しての水泳指導に移行するまでの間、これまでどおり学校プールでの水泳指導を行う学校は、熱中症予防対策を引き続き適切に行っていく必要があります。

そのため、教育委員会では学校プールでの水泳指導の熱中症予防対策連絡会を設置しております。各学校での有効な熱中症予防対策の情報共有等を図って、対策等しているところでございます。

なお、本件につきましては、6の「今後の取組」にありますとおり、毎年度の状況を踏まえまして、必要に応じて、随時改訂を行います。

恐れ入ります。最初の資料にお戻りください。本件につきまして、今後の予定でございますが、令和3年9月の文教委員会にて、本計画案の報告をしていくことを予定しております。

本件に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明、どうもありがとうございました。今後の水泳指導の実施方法に関する方針の移行計画の中で、改築校以外の学校が毎年、5校であるとか4校であるとか増えていくという想定を表で見させていただきましたが、現状、例えば令和4年度に希望している学校というのは、もう出てきているのでしょうか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 実名に関しましては、保護者会の説明の時期等もございますので、現段階で差し控えさせていただきますけれども、やはり計画的に水泳指導ができることや、今般の天候の対策等を鑑みて、ぜひ移行したいという学校が複数校ございます。今、記載の学校数程度は、改築校以外で進めていくことを見込んで、動いているところでございます。

○**青柳委員** どうもありがとうございました。

○**教育長** よろしいですか。

○**青柳委員** はい。

○**教育長** 塚本委員。

○塚本委員 今ほど、青柳委員がおっしゃっていただいた部分と共通なのですが、先ほど、前期実施計画（案）の報告にございましたパブリックコメントでも、非常に、区民の方が、この水泳指導、あるいはプールの在り方に関心があるように、私、仄聞したわけです。そういった意味では、例えば「かつしかのきょういく」なり、広報誌の活用なりで、区の姿勢、しっかり子どもたちの将来にわたっての水泳指導というのをメインにやって、有効活用していくのだという方針を、ぜひ周知徹底していただく。これからもお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 ありがとうございます。やはり水泳指導に関しまして、一部の方で、プールがなくなって、水泳指導自体がなくなるのだという認識をされている方もいらっしゃいますので、今後、塚本委員におっしゃっていただいたような広報等を使ってのPR等、しっかりとやって、多くの皆様に、水泳指導が充実していくものであるということも含めて、知っていただくように対応していきたいと考えております。

○塚本委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 たしかに今年の夏も、天候が悪いときが多くて、甲子園もドームにすればいいのと思うくらい雨が降ったりとか、それから暑さになると、今日のようなものすごい暑さで、それこそプール指導なんかできないんじゃないかと思うような暑さであるとか、年々、変わってきているではないですか。多分、段々これが普通になっていくというような雰囲気ですよね。

そうしたときに、この取組というのは、私は非常にいいと思うのです。先ほど塚本委員がおっしゃったように、広報とかそういったものを使っていけば、区民の皆様のご理解というのは、かなり得られるのではないかと。特に、本当に通わせている若いお父さん、お母さんは多分、そちらのほうがいいと思っています。

「こんな暑い中でプール指導をしたら、うちの子、熱中症になってしまう」と思う方は多いと思うのです。ただ、一部誤解している方もいらっしゃるようですので、やはり基本的にこちら側がしっかりと「これで行くのだ」という盤石な体制をもって進めていくことが必要なのではないかと思っています。

私が住んでいる家は梅田小学校の隣りですから、感じるのですけれども、プールはもう本当に、すぐそばです。JSSスイミングスクールが、歩いて5分もかからないところにあります。そういうふうなことを考えると、やはりこういうのも使っていくというのは、時代の潮流じゃないかなと思っています。

いろいろ大変だと思いますけれども、根気よく進めていただきたいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりいたします。

次に、報告事項等の5「就学援助の誤認定による誤支給について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、就学援助の誤認定による誤支給につきまして、お手元の資料に基づきまして説明を申し上げます。

まず、1の「概要」でございます。経済的理由によりまして、就学困難と認められる児童または生徒の保護者等に対しまして、本区が必要な援助を行います就学援助におきまして、平成30年9月から学務システムの設定に誤りがあったために、就学援助の認定要件に該当するかの判定が正しく行われず、誤認定による誤支給があったことが、判明いたしました。

7月中旬に令和3年度の就学援助を申請した区民の方が、申請結果について、お問合せを頂いたことがきっかけでございました。

2の「原因」でございます。平成30年度のシステム更新を行った際に、就学援助申請者の児童扶養手当の支給の有無に関する情報を、子育て支援部が使用している自動システムから取得いたしまして、就学援助の認定の可否を判定する機能を追加いたしました。その際に、システムの設定に誤りがございまして、手当の支給を受けていない申請者につきましても、手当の支給を受けていると判定をし、準要保護（一般）の対象者と認定したために、誤認定による誤支給が生じたものでございます。

おめくりいただきまして、3ページの別紙をご覧ください。こちらにつきましては、就学援助の三つの区分と、各区分の認定要件をまとめた表でございます。中央の段の準要保護（一般）の区分でございますが、右側の認定要件の欄をご覧ください。次のいずれかに該当することといたしまして、2番に児童扶養手当の支給を受けていることという規定をしてございます。

1ページにお戻りください。3の「誤認定の内訳」でございます。（1）の平成30年9月から令和2年度末までにつきましては、誤認定者の数及び誤支給の額を現在、精査中でございます。

（2）の令和3年度につきましては、誤認定者数が91人で、否認定となった方が73人。準要保護（費目認定）と認定区分が変更になった方が18人となっております。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。4の「これまでの対応」でございます。誤認定者を含みます令和3年度の認定者につきましては、6月22日に既に認定に係る通知を送付してございました。そのため、誤認定者にお詫びの文書と認定の取消し又は変更に係る通知書を8月5日に送付させていただきまして、8月7日土曜日には電話による臨時のお問合せへの対応を行わせていただきました。また、令和3年度の認定者に対する最初の支給日である8月13日には、誤認定者のうち、否認定となった方への支給を取りやめるとともに、準要保護（費目認定）に認定区分が変更となった方には、正しい金額を支給いたしました。

5の「今後の対応」でございます。1点目でございます。平成30年9月から、令和2年度末までの誤認定者数及び誤支給額について精査した上で、返納をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目でございます。システムの設定を誤った原因について調査し、速やかに事案の全容を明らかにした上で、再発防止策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

区民の皆様にも多大なるご迷惑をおかけする事態を生じさせてしまいましたこと、心よりお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○**教育長** この案件につきましては、私としても責任を感じ、申し訳ないと感じているところでございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、報告事項の5を終わりといたします。

次に、報告事項等の6「令和4年『はたちのつどい』の三部制開催について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、私から「令和4年『はたちのつどい』の三部制開催について」ご説明いたします。

まず1の「概要」でございますが、昨年度、「はたちのつどい」は会場の感染防止対策を講じた上で、開催回数を増やし、三部制で開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、急遽、オンライン開催といたしました。今年度も、感染症防止対策を講じながら、三部制で開催するものでございます。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第で、やむを得ずプログラムの変更やオンライン開催とする場合がございます。

2の「日時」でございますが、令和4年度1月10日月曜日、祝日を予定しており、式典記念コンサートの時間割につきましては、第一部は午前10時10分から、第二部は午後0時40分から、第三部は午後3時10分から。それぞれ各40分となっております。

3の「会場」でございますが、かつしかシンフォニーヒルズを予定しております。(1)式典記念コンサート会場は、モーツァルトホール。こちら収容人数は1回当たり約600人を想定しております。(2)の映像中継会場はアイリスホール。こちらは収容人数1回当たり約100人を想定してございます。

4の「対象」でございますが、平成13年4月2日から平成14年4月1日の間に生まれた方で、葛飾区に住民登録をしている方、約4,300人でございます。

裏面をご覧ください。5の「三部制の地域割」でございますが、郵便番号ごとに3回の人数を調整して地域割りを行いました。第一部は対象者約1,400名。第二部は対象者約1,300名。第三部は、対象者約1,600名となっており、内訳については、記載のとおりでございます。

6の「内容」でございます。式典・記念コンサートにおきましては、葛飾区長からの励ましの言葉。葛飾区議会議員、衆議院議員、参議院議員からのお祝いの言葉。東京都立葛飾総合高等学校によるコンサート。新成人ジュニア・リーダークラブ員によるメッセージ。また、昨年、初めて実施いたしました中学校恩師からのメッセージも予定しているところでございます。

7の「周知方法」でございますが、対象となる新成人に令和3年11月中旬頃に、案内状を送付する予定でございます。

また、8の「オンライン開催の場合」でございますが、昨年度同様に、令和4年1月10日月曜日に午後から区の公式YouTubeチャンネルにて、式典映像を放映する予定でございます。また、後日、新成人へ記念品についても、送付する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

望月委員。

○**望月委員** オンライン開催の場合と書いてありますけれども、この会場での成人式ができなかった場合は、オンラインになるということで、両方あるということはないのですか。

行けない方にオンラインで、家で成人式の様子を見られるというのは、要望です。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 実際に会場で実施する際には、オンラインでの開催は今のところございません。

その理由といたしましては、実際に会場で式典映像を放映している最中に、事実上、オンラインに向けた準備というのが、機材も含めて対応が困難であるという状況もありますので、基本的には会場で実施した場合は会場のみ、会場での実施が困難な場合にオンラインで実施するという事で、どちらかということで考えているところでございます。

○**教育長** 望月委員。

○**望月委員** 分かりました。行けない成人の方もいらっしゃるから、できれば見せてあげたいなと思いました。

それと、昨年あった中学校恩師からのメッセージというのは、すごく良かったです。ですから、行けない方に見せてあげたいと思いましたので、お聞きしました。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 今、望月委員からもお話があった、中学校恩師からのメッセージについては、事前に我々職員で、映像を作成している状況でございます。こちらについては、今のところ、会場で放映できればいいなと思っているところではございますが、例えば、当日、来られなかった

方が、そちらだけでもお楽しみいただければということで、そちらの工夫は可能かと思っておりますので、そういったことも含めて、検討してまいります。

○望月委員 ぜひお願いしたいと思います。

○教育長 上原委員。

○上原委員 この会場に入れる人って、700 人まででしょう。そうすると、対象者というのは、例えば、第一部だと 1,400 名ですから半分だけですよね。第三部は 1,600 名でしたら、大多数が行けないというか、900 人の人が入れないということになるわけですよね。

ですから、先ほど、望月委員がおっしゃったように、終わってからでもいいですから、写真を撮る、撮ったものを編集して、そしてそれは学校の恩師の方たちのメッセージだけは動画にするとか、行けなかった人たちのために何らかのものもつくっておく必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 実際には、対象者が 4,300 人いる中で、例年そうなのですが、大体式典に来られる方が、2,500 名程度いらっしゃっております。今回、実際に 1 回当たり 700 人と想定しても、3 回で 2,100 人ですから、もう少し少ない想定にはなってしまいますが、そうした来られなかった方への対応というところについては、先ほどの、例えば恩師のメッセージも含めて、対応は引き続き検討してまいりたいと考えております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そういうふうに、何らかのことを伝えていくというのとしめないのでは、違うと思うのです。逆に言うと、半分くらいの人を「関係ない、どうせいつもこのぐらいでしか来ないから、いいじゃないか」と言って、そのままにするのか、やはりきちんと対応しているのかということで、こちら側の対応の仕方というのがやはり全然違うと思うのです。

その当日には出さなかったとしても、翌日とか翌々日にはお出ししますとか、そういった何らかの対応の必要があるんじゃないかと思うのです。

全員が、行きたくなくて行かないわけではないと思います。やはり行けない事情があって、例えば、もう仕事が入っているとか、アルバイトが入っているとか、また体の具合が悪いとか、そういうふうなものがあると思うのです。

だから、そういった人たちのためにも、何らかの対応策を考えて、進めていっていただきたいなと強く思いますので、よろしく申し上げます。

○教育長 ご要望ということで、事務局としても検討してもらいたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の 6 につきましては、以上で終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか何か、ご意見、ご質問等ござい

ますでしょうか。

望月委員。

○望月委員 来週から、学校が始まります。40日という夏休みが終わりますが、近くに学校があっても、夏休みの間、子どもたちの声って、本当に聞こえてきませんでした。朝、学童保育クラブに行く子ども、1人ぼつぼつと何か寂しそうに行く様子に、「あ、おばさん」と言われても、「ああ、何々ちゃん」「いってらっしゃい」としか言えませんでした。

昼間も、買物などで学校のそばをちょっと通ったりしても、そこで遊んでいる子どもの姿は、一切見かけません。夕方になって、学童保育クラブの子どもたちが、外で遊んでいる声が聞こえる事はありませんでした。

先ほどの報告の中でプール指導というのがありますが、今年は、各学校、夏休みのプール指導があったのかどうかというの、全然、見えてこなかったの、そういうことも含めて、それから学童保育クラブには、子どもたちがどのぐらい来ていたのか、今、この時点で分かる範囲で、学校からそういう報告が入っていれば、聞かせていただければと思います。

指導室長。

○指導室長 夏休み中のプール指導につきましては、今回の緊急事態宣言が、夏休み期間中であるということもありましたので、今年度については、中止という判断をさせていただいています。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 学童保育クラブに実際に来ている児童数については、細かいデータはまだ持っていないのですけれども、私どもで、何か所か行ったところ、今、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で、外に行けないという状況がございますので、例年よりは、お盆の時期なども、児童数が増えているとは聞いております。

○望月委員 今年、地域のラジオ体操でも、やはり学校でのラジオ体操がなくなっているところがあって、それで、朝、子どもたちの様子も見られないというのもあったので、やはり、全部、新型コロナウイルスの影響なのかなと思っておりました。

ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○望月委員 はい。

○教育長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和3年教育委員会第9回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時15分